

平成30年度第1回長久手市指定管理者選定委員会 議事録要旨

平成30年10月1日(月)

■委員の過半数により会議が成立していることの確認・挨拶・自己紹介 13:00～

■委員の互選による委員長及び委員長職務代理者の決定

※欠席委員については、委任状により委員長及び職務代理者の決定について事務局に一任

■委員会が非公開であることについての確認

■選定の流れについて説明(財政課)

【審議1件目】13:15～

●市が洞保育園・市が洞児童館の指定管理(平成31～35年度・5年間)

(子育て支援課入室 施設概要・指定期間の説明)～13:25

委員:第三者評価は市から受けてくださいということで受けてもらったのか。

担当課:はい、そうです。

委員:良好であったと書いてあるが、良好というような内容ではないと思うが、Cが無いという意味か。

担当課:常日頃から私自身園によく行き確認をしている。指導保育士も同様に確認している。保育の実際の中身について、特段根本的な問題は見受けられない。毎年の利用者アンケートについても特に否定的な回答やコメントも無く、常日頃の保育の提供については問題ない。この5年間で市が総括するうえで、昨年度第三者の目線での評価がどうかということで第三評価を実施した。外部の目から見ても保育園・児童館の運営に支障が起こるような低い評価ではなかったため、特段問題がないという評価をさせてもらった。

委員:市内の園長会や研修会などへの参加状況はどうか。

担当課:園長会については、年3回実施している。その中で、日頃の保育のことですとか、市全体で歩調を合わせていただきたいことを伝達であったり、情報交換であったりを行っています。保育士の研修については、市が洞保育園だけではなく、他の民間保育園、地域型保育園も含めて毎年度職員研修を行っています。

委員:苦情処理ですが、窓口は決めているようですが、公開すべきことではないでしょうか。

担当課:公開情報になりますので、園の入り口に貼ったり、しおりなどに載せていただいたりしています。また、入園の際に案内を保護者に渡していただいています。途中入所の場合一緒に面接をするので、その時に案内のお渡しは確認しています。

委員:指定管理料について、会社全体の損益計算書はありますが、指定管理業務に限定されたものはありますか。

担当課:本日の配布させていただきました資料の最後にあります。

委員:営業利益率がどんどん悪化しているが、先ほど今後増額していくとの話もありましたが、この数字の評価と補填するに至った理由を教えてください。

担当課:国全体の制度として、民間の保育園に対して給付制度というものがあります。毎月1日時点の在籍人数や保育士の処遇改善をはじめとした諸々の加算によって算出され、毎月

給付されるシステムになっています。処遇改善の加算部分が、この5年間でかなり急激に増えてきています。そういうこともあり、人件費が右肩上がりです。

委員: 国の制度の加算を踏まえればこの指定管理料は妥当だということか。

担当課: 指定管理のメリットは、色々あるとは思いますが、保育を担当する者としては、長い間同じ事業者が地域に根ざしていただいて、民間のノウハウを生かしながら長期継続的に質の高いサービスを提供していただくのが最大のメリットと考えています。そう考えると、国の制度に照らし合わせると、現在児童館と合わせて1億円強の指定管理料を支払っていますが、中々事業者さんも追いついていないというのが、5年間の収支を見ていただいて、お分かりいただけたらと思います。国の制度に準じて指定管理料を定めていきたいと思っています。

委員: 売上げが指定管理料より多いのはなぜか。

担当課: 一時保育や延長保育は独自の収入になるので加算されています。

委員: 指定管理料は、一般の保育園が受け取れる給付金相当ということか。

担当課: 当初は国の給付金相当を出す想定で積算しましたが、5年たってみて少し足りていないのではないかと考えています。

委員: 会社全体で見ると黒字だが、長久手だけ見ると赤字だということか。

担当課: そうなります。

委員: 第三者評価の内容を市は把握しているのか。また、どの様に生かされているのか。

担当課: 全て事業者にお任せではなく、評価にあたって市も立ち会って行っているため、内容把握はしています。また、指摘された事項については、事業者と意見交換の場を設けています。

委員: 施設修繕の負担のルールはどのようになっているのか。

担当課: 5万円を超える部分については、市の負担となっています。

委員: 指定管理料の増加理由の中で、児童館事業で新たに児童クラブ事業を実施することにより上昇したとあるが、何年度から実施したことか。

担当課: 児童クラブ事業については、次の5年間で新たに行う新規事業になります。

～13:55

(申請者株式会社ポピンズ入室 抱負・アピール) ～14:10

委員: 人員配置について、契約と正規職員で仕事内容と待遇の違いは何か。マネージャーとチームリーダーは会社の費用で雇用か。また、どれくらいの頻度で指導されているのか。保育日誌などを記入する時間は勤務時間内で保証されているかどうか。

申請者: 保育日誌については、フリー保育士と主任保育士がいますので、休憩時間を必ず確保するのはもちろんのこと、休憩時間以外のところにおいても、代わりに入って勤務時間内に記入できるようにしています。勤務時間内できない場合は、時間外にすることにはなりますが、サービス残業はありません。契約と正規職員で大きく仕事内容の違いはなく、勤務時間の差になります。待遇の差では、賞与の有無が多いですが、個々の契約において賞与を支給している場合もあります。マネージャーとチームリーダー4人の内1人は支社に所属していますので、コストとしては園の管理料には入っていません。毎月の職員ミーティングに同

席していますし、何かあった際はすぐに対応してもらっています。月1～2回の巡回指導が標準になります。

委員:地域との連携について、地域というのは長久手なのか名古屋なのか、長久手で捉えていただきたいという気持ちがある。長久手の子ども達を育てている感じが伝わらなかった。音楽教室のところで、名フィルを呼んできているが、長久手には県芸大や文化の家などがあり、文化芸術に携わっている人が多く居るので、そういう方とコラボすることもできるのではないかと。また、平成28年度、29年度自己評価の年度重点目標が同じであったがどうしてか。

申請者:地域との連携ですが、文化の家から来ていただく音楽鑑賞については、保育園も参加させていただいています。名フィルは本物の音楽を知ることによって最初に行いました。

担当課:補足させていただきます。月2回の園の開放を行って、地域の保護者の方との交流を図っています。児童館では、文化交流ということで、文化の家の音楽デリバリー（出張演奏会）での交流があること。あとは愛知淑徳大学の学生さんが、児童館の運営をボランティアでサポートしていただいています。市が洞児童館は、市内6児童館のうち4児童館で開催しております児童館まつりにも参加いただき、今年230人ぐらいの児童が遊びに来ていただきました。徐々にではありますが、地域との交流を心がけていただいています。

申請者:目標が同じことについて、内容についてはできなかったということではなく、また同じようにやっていくとして、立てた目標でした。

委員:PDCAを回しているのであれば、目標も変わるべきではないかと。短期の目標変更には反映されているようだが、なぜ長期の目標変更には反映されていないのか。やられているならしっかりと明記してもらいたい。

委員:健康管理で、定期検診をされていますが、産業医は長久手市内の先生ですか。

申請者:はい、そうです。

委員:障がい児もいるようだが、別の保育の先生がいるのか。

申請者:はい、そうです。

委員:食材の話で、一部東北の食材は使用しないとなっていますが、放射能を気にしているとは思いますが、検査等をして出荷されていると思うので、なぜそのような対応をしているのか。

申請者:会社として統一している。東北を支援しないというわけではなく、お子様に安心安全というところで、保護者の方からも震災があった際に多数の御意見をいただき、その時に決めたことが続いている状態です。

委員:見直しはされないのですか。

申請者:東京に食育のチームがいて、メニューを作ったり食材の選択などをしたりしています。安全と確認された物は使い始めています。会社として考え直したいと思います。

委員:会社としてもきちっとしたデータを提供していただいて、安全安心ということを伝えていかないと、風評被害を広めることにも繋がります。そのようなことに荷担してもらいたくないので、ぜひ最新の知見がありますので、よろしく願います。

申請者:承りましたので、会社の方に持ち帰って対応したいと思います。

委員: 保育園の定員と職員数について伺います。保育園の面積的には定員は133人が上限ということでしょうか。園児数は定員内で変動がありますが、職員数についてはどういった変動があるのでしょうか。

申請者: 定員に関しては自治体が決めていることになります。133人というのは、面積的には余裕がありますので、一時的に超えている時もあります。職員数につきましては、法に決められたところがありますので、そこは守っている状態です。変動としてはそんなにありません。

委員: 給与面のところで多少の変動はありますが、職員数はそんなに増えていないということですか。

申請者: 最初の1、2年は増えましたが、その後はそんなに大きく変動していません。

委員: 今回結果的に増額の申出という形になっていますが、保育園事業と児童館事業を区別して報告することはできないのですか。

申請者: 社内的には区分しています。今のところ分けて御報告する事となっていないので、合算していますが、分けてということであれば可能です。

委員: 増額の理由が、児童館事業の活動強化というのが出ていたと思うのですが。

申請者: 一番の理由は、人件費の大幅な高騰になります。資料の5年間の収支というのは、園単体での収支になります。企業的に見ますと最初は黒字になっていますが、その後赤字になっています。国の処遇改善加算の制度で、基本的な人件費については10%、去年から始まりました処遇改善加算2と言う制度で、副主任以上は一律4万円あがっています。全体的にバラしていきますと、この5年間で15%程度あがっています。ここは処遇改善加算がもらえないからといって上げないわけにはいかないので、全体的な人件費が上がってきている。その部分を反映させていただきたいというのが一番の趣旨になります。

委員: 臨時職員は保育士資格を持っていない方もいるのですか。

申請者: 保育にあたっている者は全て保育士資格もっています。

委員: 自治会や子ども会との関係について、保育園の行事に児童館に来た子どもとかが参加されているかどうか。運営委員会を年3回は開催されているかどうか。児童館の子どもプログラムとか落ち着けるスペースとかを実施しているかどうか。中高生と地域近隣商店街企業との連携の実施状況、研修のところで、第三者評価でも指摘されている、保育日誌等からの課題について、事例検討するなどして職員間での共有が改善されているかどうかを説明してください。

申請者: 地域の子ども会とは連携はとれていませんが、毎月の避難訓練は保育園児童館合同で行っています。運営委員会は現在市と調整中のため、まだ実際には行っていません。社内ルールでは年2回必ず行うことになっています。これは、まだできていないということで、必ずやるという意味合いで書いています。子どもプログラム、落ち着けるスペースは行っています。保育園では体験学習とかで中高生とは連携しています。1週間に1度、月に1度のミーティングで、研修を行った時に全職員と共有している。園児のことについても共有をしています。

委員: 障がい児の受入れについて、現在6人居るとのことですが、断ったことはありますか

か。障がいの種類によって難しいとかの判断をしたことはありますか。

申請者:園で断ることはありません。市で判断した子どもを受け入れています。

担当課:障がいの保育の申込を市で受付し、集団生活が可能かどうかを各園長と見させていただいて、必要ならお医者さんの意見もいただきながら判断をしています。集団保育が可能となった場合で、市が洞保育園を希望された場合に御案内をしています。

～14：40

(申請者退室 子育て支援課へ委員から再度質疑応答)

委員:公益法人の場合収支相償という考えがありますが、今回の件は収支均一にする必要はないのでしょうか。市の条例などに問題ないのでしょうか。

担当課:特に市の条例などで収支を合わせなければいけないとはなっていないので、これをもって何かに違反しているということはありません。～14：45

(採点・集計結果の報告・指定管理者候補者の決定)～15：00

指定管理者候補者 … 株式会社ポピンズ 76.35点/100点

(休憩10分 子育て支援課解散)

【審議2件目】15：10～

●長久手市福祉の家デイサービスセンターの指定管理(平成31年度・1年間)

(長寿課から施設概要・指定期間の説明)～15：15

委員:なぜ一年間なのか、その先がどうなるのかを教えてください。

担当課:市内全体でのデイサービスの稼働率は全体で66%程度にとどまっており、市としてこれ以上事業を行うと民業圧迫にもなりかねないため、事業は閉じさせていただきます。今の利用者さんの移行期間を確保するため、指定管理期間を1年間とし、その後につきましては、障がい者に対する施策が不足していると考えているため、福祉の家デイサービスセンターに隣接する障がい者関係の施設の指定管理期間が平成31年度末に終了しますので、そこに合わせてデイサービスのエリアについても障がい者の施策で使っていこうと考えています。具体的にはまだ決まっていますので、今後障がい者自立支援協議会でつめていくこととなります。そのための1年間でもあります。

委員:今利用されている方は別の施設に移るのですか。

担当課:はい、そうなります。

委員:職員も移るのですか。

担当課:社会福祉協議会の職員になるので配置転換になるのではないのでしょうか。

委員:1年間というのは、業務仕様書の中に明記されているのか。

担当課:指定管理者の募集要項の中に、指定管理期間や利用者の引継ぎについては記載させていただいています。

委員:内容について特に問題ないというのはどこから判断したのか。例えば利用者アンケートの結果とか客観的指標になるものがあればいいのですが、これをもって問題ないとした

ところが分からないので教えてもらいたい。

担当課:資料の内容もそうですが、社会福祉協議会の方で自己評価を行っていきまして、平等利用の確保、関係法令の遵守、適正な管理運営のことなど、それぞれについて自己評価を行っています。その内容も踏まえて、評価ができると考えております。

委員:そのあたりの資料を見ることはできないのですか。

担当課:自己評価の資料は配布資料の中にはないのですが、お見せすることは何も問題ありません。

委員:意気込みは分かるのですが、結果の数字や状況から判断できるとよかった。前の選定委員会の時に申し上げたのは、特定の方からの受入れというのは配慮すべき点ですが、民間が多数ある中で唯一社協がやるというのであれば、民間が困難すぎて受け入れられないような、はじき出されるようなケースを受けていただく、ある意味公共的な意味合いの施設としての役割をだせるのではないかと申し上げました。ですので、例えば民間では受入れ拒否というような形になったとしても、このデイサービスセンターでは受け入れたというような話があったりすると、意味があるといえるのではないかと考えました。

委員:資料3、4に書いてあることは、結果として出てくるというのは分かりますが、なぜその結果がでたのかというプロセスが知りたいということ。審議の場で資料がでてないのは最悪判断を保留にせざるをえないと思います。事務局としてはどうでしょうか。

事務局:評価につきましては、任意指定に限って、評価書を提出することになっています。今回は任意指定ですが今回は公募で選定を行ってまいりますので、必ずしも今回自己評価を提出する必要はありません。先ほど参考にとのお話もありましたが、引き続き御審議をお願いします。

委員:社協は社協の縛りがある中で、どうして指定管理料もないなかでこの事業を受ける必要があるのか。

担当課:介護保険制度が始まって間もなくして福祉の家が開館しました。その時は介護保険サービスを提供できる事業所があまり多くなかったという状況がありましたので、市としてデイサービス事業所の場所を当初は管理委託という形で、途中から指定管理という形で提供しています。事業をお願いする事業所が社会福祉協議会であったということです。

委員:指定管理者を受けないとあの場所は使えないということですか。

担当課:指定管理で使っていただくということで条例を定めていますので、そうなります。

委員:新規受入れをしないというのは市からお伝えするのか、事業者である社協がするのか。

担当課:市の事業を指定管理として受けていただいていますので、市から全体にいつ閉めるのかなど広報していかないといけないと思っています。実務的なところでは、社会福祉協議会が実際に利用者と接していますので、順次お話しして移っていただくというのは社協にやっていただきます。

委員:移るということに関しては前もって言っていただかないといけない。

(申請者社会福祉法人長久手市社会福祉協議会入室 抱負・アピール) ~15:40

委員:サービスの向上のところで、日報に記録した課題や問題等を職員間で協議しているところがあるが、協議の時間はどのように設けているのか。

申請者:月1回職員会議の時にケースの検討等を行っています。また、毎日簡単なミーティングを行ってから送迎に出かけています。

委員:職員会議の時間はどれくらいですか。

申請者:長い時には2時間くらいです。毎回テーマがあり、スキルアップを含めた研修も行っていきます。

委員:利用者アンケートや家族会を実施する中で意見要望を受けてこれまでに改善したことがあれば教えてください。また、他の民間事業者とは違い半官半民というか、公的な色彩が強いデイサービスだと思いますので、他の事業者では受け入れられないような困難なケースを受け入れてきたなどの実績がありましたら教えてください。

申請者:アンケートは年1回利用者の家族に向けて行っています。満足しているというような回答が多いのですが、素っ気ない市販のおやつだったのを、数年前から季節にあった手作りお菓子にしています。社会福祉協議会はやはり民間では難しいケースなどを受けることが多いですし、積極的に受け入れています。場所も広いものですから、特に障がいの方は土曜日に日中一時支援ということで、色々な障がいの方が利用されています。例えば、障がいの特性に合わせて、発達障がいの方は、部屋を個室にしてあげるとか、そういう特性を生かして今まで事業を行ってきました。

委員:そういう役割を果たされていたという事であれば、無くなってしまって本当に長久手市大丈夫かなと、これから先、他の施設に移っていただくにしても、そういった性格の部分を受け継いでくれる民間の方がいるのか少し心配です。

委員:本当に民間はできないんですか。民間ができないから社協さんがやられているというのが今の説明ではあまりよく分からなかった。

申請者:決して民間さんができないわけではなくて、スキルはものすごく高い部分もお持ちです。開所当時は社協しかありませんでしたので、社協さんにというのが多かったのですが、今は利用者さんの思いをケアマネさんが把握されて、「あなたにはこういう所があるのでないかな」ということでお試し利用もしたうえで、利用に繋がっています。社協のデイサービスには社協の特徴がありますし、他の民間さんは民間さんで機能訓練をやられたり、色々な特徴があると思いますので、あくまでも利用者さんの意向です。

委員:家族関係とかが複雑な事例や虐待の事例が回ってくる訳ではないんですよね。

申請者:そこまではない。

委員:障がい者の方に関しては、中々受入先がないと思いますが、現在何歳くらいから何歳くらいまでの方が利用されているのですか。また、課題の所に障がい者に対する知識が不足しているとあり、内部勉強会が月1回で十分なのか。現在の利用者さんにいつ頃から転所案内をする考えなのか。利用者さんにとっては慣れ親しんだデイサービスを離れるというのは、凄く大きな事で不安だと思いますので、丁寧にケアマネさんだけでなく、社協さんからも情報提供してもらいたい。

申請者:特に障がいの方は受け入れるところも高齢者に比べると少ないのが現状です。高齢者においても障がい者においても、来年度の早い時期にたくさん利用される方は半年ぐらいかかかって紹介させていただいたり、障がいの方などは場所が変わると不安定になったりされるので、次の所がどういう風になるのかというのをしっかりと家族に伝えて、半年以上かけて対応していきたいと思います。いずれにしましても、利用者の希望とケアマネさん相談員さんと密に調整しながら希望に添った形で可能な限り進めていきます。障がい者デイにつきましては、1日あたり定員15人ですが、利用登録されている方は、延25人程お見えです。一番若い方が大体18歳ぐらいから上が70歳ぐらいになります。研修に関しましては、発達障がいですとか精神障がい、それぞれのケアマネさん、支援員さんに来ていただきまして、実際に行っていたきたいこと等のレクチャーを受ける形でスキルアップということだけではなく、関わり合いのある方々の思いについての研修も行っています。また、精神障がいに関しての外部研修ですと、専門施設を運営されている施設長などのエキスパートの方に来ていただいています。

委員:実際に閉館という形になるのはいつになるのでしょうか。

申請者:3月末になります。

委員:社会福祉協議会で次の利用先の斡旋とかをされるのですか。

申請者:障がい者に関しましては、障がい者相談支援センターの相談員に入っていて、次の所の斡旋を、高齢者に関しましては、ケアマネジャーが次の所をこちらがお願いしていくという感じで、早い時期から動き出したい。

委員:社協からの斡旋とかは特になく、ケアマネさん等を利用してやっていくということですか。

申請者:ルールと致しまして一番にお知らせするのがケアマネさん、その次にケアマネさんと利用者さんの間で基本的なやりとりがなされるという実情があります。そのため、双方に丁寧に説明させていただく立場になってくるかと思います。逆にケアマネさんに選んでいただける施設とならなくてはいけないという立場でございます。元々が、その立場でありましたので、誠心誠意御説明を双方にさせていただく形になると思われま。

～16:00

(申請者退室)

(採点・集計結果の報告・指定管理者候補者の決定) ～16:10

指定管理者候補者 … 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 85.40点/100点

■事務局からの連絡事項

(解散) 16:15